

愛知県学校法人等助成審議会運営要領

平成14年10月31日

愛知県学校法人等助成審議会了承

(目的)

第1条 この要領は、愛知県学校法人等助成審議会条例(昭和52年条例第31号)第5条の規定により、愛知県学校法人等助成審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の開催)

第2条 審議会の開催に当っては、構成員に対し、あらかじめ文書により開催の日時及び場所並びに議案を各委員に通知するとともに、関係資料を送付するよう努めるものとする。

2 欠席を申し出た委員に対しては、事前の意見聴取、事後の報告を行うものとする。

3 会長は、会議を開催するいとまがなく、かつ、緊急に開催する必要がある場合に限り、持ち回りによる会議を行うことができる。

(会議の公開)

第3条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 愛知県私立学校経常費補助金等の不交付に関して審議する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は公開をすることにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、会長が会議の一部又は全部の公開しない旨を決定したとき

(意見の聴取)

第4条 会長は、知事から諮問された事項を審議するため、特に必要と認められる場合は、審議会の議を経て、関係する個人又は団体からの意見を聴くことができる。

(会議録の作成)

第5条 審議会は、審議経過等が明確となるよう会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名するものとする。

2 会議録の保存年限は5年とする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年10月31日から施行する。

愛知県学校法人等助成審議会の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県学校法人等助成審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者は、会議傍聴受付簿に住所、氏名を記入の上、傍聴証(別記様式)を受けて入場し、傍聴人心得(別紙)を遵守するものとする。

2 傍聴の申込みは、会議開催当日、開催予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。

3 退場するときには、傍聴証を受付に返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とし、原則として先着順とする。ただし、傍聴の申込み開始時点で申込みをしようとする者が定員を超えている場合には、当該者のうちから抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 傍聴に際し、次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

(1) 凶器その他危険物と認められるものを所持している者

(2) 杖、旗、ピラ、プラカード等の類を所持している者

(3) 酒気を帯びていると認められるもの

(4) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合はこの限りでない。

(5) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者

(6) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

(7) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると明らかに認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 帽子、コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りでない。

(2) 写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

(3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。

(4) 飲食し、又は喫煙しないこと。

(5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。

(6) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、幕、垂れ幕等の示威行為をしないこと。

(7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。

(8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(会長の指示)

第6条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月31日から施行する。

愛知県学校法人等助成審議会傍聴証

平成 年 月 日限

傍聴人氏名

愛知県学校法人等助成審議会長

傍 聴 人 心 得

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- 1 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 2 傍聴証は常に携帯し、傍聴を終えた時は事務局へお返してください。
- 3 帽子、コートなどは、着用しないで入室してください。
- 4 撮影や録音は許可なく行わないようにしてください。
- 5 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切って入室してください。
- 6 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 7 会議における言論に対して、批評を加え、又は可否を表明しないようにしてください。
- 8 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威行為はしないようにしてください。
- 9 私語、談論、拍手し、その他騒ぎ立てないでください。
- 10 その他会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。